

紀北町ごみ中継施設方針検討業務

仕 様 書

令和 7 年 4 月

紀北町

第1章 総 則

第1節 業務の目的

紀北町（以下「当町」という。）では、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町で構成される東紀州環境施設組合の広域可燃ごみ処理施設の稼働に伴い、より効率的な収集運搬や環境への配慮の観点からごみ中継施設の整備を検討している。

本業務は、当町が現有するリサイクル施設の活用を考慮した整備案を経済性や技術的観点で比較検討し、当町にとって最適な施設整備の方向性を決定するための基礎資料となる報告書を作成することを目的とする。

また、本業務は国及び三重県の施策や近年の技術的動向及び社会的環境を十分に踏まえて行うものとする。

第2節 仕様書の適用

本仕様書は本業務に適用するものとする。但し、本仕様書に明記のないものにあっても、当該委託業務執行上必要とされる事項については、発注者・受注者協議の上決定し行うものとする。

第3節 業務名称

紀北町ごみ中継施設方針検討業務

第4節 業務期間

着手 契約締結日から

完了 令和 8年 2月 27日 まで

第5節 現施設の概要

1) 海山リサイクルセンター

- (1) 所在地 : 三重県北牟婁郡紀北町海山町大字船津字稻荷堂2589番地
- (2) 処理能力 : 20t/8h (ごみ固形燃料化施設)、2t/5h (リサイクル施設)
- (3) 敷地面積 : 11,180㎡
- (4) 供用開始 : 平成11年3月

2) 紀伊長島リサイクルセンター

- (1) 所在地 : 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島町長島1818番地の2
- (2) 処理能力 : 21t/8h (ごみ固形燃料化施設)、6.4t/5h (リサイクル施設)
- (3) 敷地面積 : 4,100㎡
- (4) 供用開始 : 平成15年3月

第6節 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、国、県、町規定等、事業に必要な法令・規則等を遵守しなければならない。

第7節 中立性の義務と秘密の保持

受託者はコンサルタントとしての中立性を遵守するとともに、本業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

第8節 配置技術者

受託者は、本業務の執行にあたって、管理技術者、照査技術者を配置（兼務を除く）し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

1) 管理技術者及び照査技術者

管理技術者及び照査技術者は技術士（衛生工学部門〔廃棄物・資源循環〕）※またはRCCM(廃棄物部門)の資格を有する者とする。

2) 担当技術者

担当技術者は一級建築士及び廃棄物部門に係る資格（技術士（衛生工学部門〔廃棄物・資源循環〕）※またはRCCM(廃棄物部門)）の資格を有する者とする。

3) 各技術者の実務経験

上記に定める技術者はごみ中継施設整備に係る計画、設計業務または施工監理業務の実務経験を令和2年4月以降のうちに3件以上有すること。

実績の証明はテクリス業務カルテの写しによるものとする。

※技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年12月28日付け文部科学省令第45号）の施行以前にあった選択科目「廃棄物管理」、「廃棄物処理」及び「廃棄物管理計画」も含むものとする。

第9節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、当町の契約約款に定める書類の他、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 技術者届及び経歴書（テクリス業務カルテを含む）
- 4) 完了届
- 5) 業務委託料請求書
- 6) その他、当町が必要とする書類

なお、承認された事項を変更しようとする場合は、その都度当町の承認を受けるものとする。

第10節 資料の貸与

本業務の遂行上調査すべき事項は受託者が行うものとするが、既調査資料または文献等、当町が保有しているもので業務の遂行上必要なものは貸与または供与する。

受託者が資料の貸与を受けた場合は、そのリストを作成し当町に提出する。貸与された資料は業務完了時に全て返却するものとする。

第11節 疑義

本業務履行中、仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については当町と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

第12節 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は基本的に認めないものとする。但し、当町の指示により変更する場合はこの限りではない。

また、納品物の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うこと。

第13節 成果品の検査

- 1) 受託者は、業務完了時に当町の成果品検査を受けなければならない。
- 2) 成果品の検査において訂正を指示された場合には、受託者の責任において速やかにこれを訂正しなければならない。

第14節 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| 1) 方針検討報告書 | 3部 |
| 2) 本業務に関係した書類及び資料 | 1式 |
| 3) 打合せ記録 | 1式 |
| 4) CD-R（電子データ） | |

第2章 特記仕様書

第1節 基本方針の検討及びごみ処理の現状

施設整備の基本方針等について検討する。

- 1) ごみ中継施設整備の必要性
- 2) ごみ中継施設の位置づけ
- 3) 施設整備の基本方針
- 4) ごみ処理の現状

第2節 ごみ中継システムの検討

ごみ中継施設を整備するに当たって、現有施設を活用することを考慮した処理システム・配置計画・事業費等の比較検討を行う。

- 1) ごみ量、ごみ質の推計
計画目標年次までのごみ量、ごみ質に関して長期見通しを検討する。
- 2) ごみ中継システムの検討
ごみ中継施設の機能及び今後整備が必要となる各処理施設の規模、機能構成や整備パターンについて検討する。
- 3) 施設配置・動線計画の検討
上記の処理システムに基づいて施設配置・動線計画を検討する。
- 4) 概算事業費の算出
上記の処理システムに基づいて概算事業費の算出を行う。
- 5) その他必要な事項の検討

第3節 施設整備検討

比較検討を行った結果、選定された最適案にもとづいて、施設整備基本検討としてとりまとめる。

- 1) 施設整備内容の決定
- 2) 施設整備スケジュール
 - (1) 各処理施設内容、施設の規模、運営・維持管理体制
 - (2) 各処理施設計画から施設稼働までのスケジュール
 - (3) 既存施設の存続、廃止計画
- 3) 行財政計画
 - (1) 行政施策、計画推進方針、管理運営計画等について
 - (2) 事業費および資金計画について
- 4) 平面図作成
検討結果に基づく平面図作成

第4節 その他支援

必要に応じて必要となる関係書類の作成や協議に応じること。

第5節 報告書作成

前節までの内容を取りまとめ、報告書を作成すること。